

米子自衛防火協会会則

(昭和43年6月7日)

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、米子自衛防火協会といい、事務局を鳥取県西部広域行政管理組合消防局内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親密な連絡・協調のもとに、消防施設の改善化、防火知識の普及向上等、自衛防火対策を検討して消防態勢の充実を図り、災害防止と業務の安全を期することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 災害事例及び対策の情報提供
- (2) 消防用設備等の故障事例の情報提供
- (3) 災害防止に関する対策の研究
- (4) 消防関係法規の速やかな周知普及と解説
- (5) 消防機関との密接な連絡を保ち、防火思想の普及
- (6) 会報等各種資料の作成配布
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本会は、米子市、西伯郡及び日野郡の地域における次の各号に該当するものをもって組織する。

- (1) 防火管理者をおく事業所及び施設
- (2) その他、本会の趣旨に賛同するもの

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員 前条(1)号に該当するもの
- (2) 賛助会員 前条(2)号に該当するもの

(入会の手続)

第6条 第4条に該当するもので本会に入会しようとするものは、所定の申込書に会費を添えて会長に届け出るものとする。

2 前項の届出があったときは、会員名簿に登録するものとする。

(退会手続)

第7条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

第3章 役員

(役員の種類別)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2人

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表して会務を統括するとともに、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、事業遂行に関して意見を述べ、又は提案及び議決する。

4 監事は、会務及び会計の監査に当る。

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、総会で会員（会員が法人又は団体の場合は本会にこれを代表するもの）のうちから選任する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2年とする。ただし、選任されたときから翌々年の定期総会までとし、再任を妨げない。

2 役員が辞任しようとするときは、会長に届出なければならない。ただし、会長の場合には、副会長に届出るものとする。

3 役員に欠損を生じたときは、適時補充することができる。補充役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 本会に顧問及び参加を置くことができる。顧問及び参加は、理事会で推挙し、会長が委嘱するものとする。顧問及び参加は、会長の諮問に応ずるとともに会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

(種類)

第13条 会議は、次の2種類とする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
(会議の開催)

第14条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、次の場合には、臨時に招集しなければならない。

- (1) 会長が特にその必要を認めた場合
- (2) 会員の3分の1以上の要求があった場合
- (3) 役員2分の1以上の要求があった場合

2 理事会は、必要の都度会長が招集する。ただし、役員3分の1以上の要求があった場合は、招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、7日前までに、理事会にあっては、3日前までに会議の目的事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書で通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の成立)

第15条 総会は、会員の3分の1以上、理事会は、理事の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状がある場合は、これを出席数に算入することができる。

2 議事は、出席者の過半数で決め、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 予算及び決算
- (4) 事業計画
- (5) その他本会の運営に必要と認める事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 会長、副会長
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会の決議により委任された事項
- (4) 総会の決議を経る暇のない事項
- (5) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会計

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(会経費)

第18条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費の区分)

第19条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 普通会費 年額3,000円以上を基本金額とし、事業所の面積区分により次の金額を加算する。ただし、団体加入については、基本金額に構成事業所数を乗じた額とすることができる。

1,000㎡ 以上	3,000㎡ 未満	2,000円
3,000㎡ 以上	6,000㎡ 未満	4,000円
6,000㎡ 以上	10,000㎡ 未満	6,000円
10,000㎡ 以上	30,000㎡ 未満	11,000円
30,000㎡ 以上	50,000㎡ 未満	16,000円
50,000㎡ 以上		21,000円

- (2) 賛助会員 年額3,000円以上

(会費の分納)

第20条 会費は、4月及び10月の2期に分納することができる。

ただし、年額3,000円以下のものは一括納入するものとする。

(退会と会費)

第21条 第7条による退会に際して、会費に未納分あるときは、これを完納しなければならない。

(会長の作成すべき書類)

第22条 会長は、毎会計年度の終期に次の書類を作成し、理事会の承認を経て、総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業計画書
- (3) 決算書
- (4) 予算書

(備付簿冊)

第23条 本会に次の簿冊を備えなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会費徴集簿
- (4) 備品台帳
- (5) 会議録

(構成)

第24条 事務局に主事若干人を置き、会長がこれを委嘱する。

(任務)

第25条 主事は、会長の命を受け会計並びに会務を処理する。

(細則)

第26条 本会の運営及び事業の執行上必要な細則は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

(施行の時期)

この会則は、昭和43年6月7日から施行する。ただし、第19条第1号は、昭和46年4月1日から、第24条については、昭和46年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和47年6月9日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、昭和49年7月19日から施行し、昭和50年度から適用する。

附 則

この会則は、昭和51年7月9日から施行し、昭和51年5月1日から適用する。

附 則

この会則は、昭和55年7月29日から施行し、昭和55年度から適用する。

附 則

この会則は、昭和58年8月25日から施行し、昭和59年度から適用する。

附 則

この会則は、昭和59年7月5日から施行し、昭和60年度から適用する。

附 則

この会則は、平成3年5月23日から施行し、平成3年度から適用する。

米子自衛防火協会細則

(旅費)

第1条 調査研究のため出張するときは、米子市一般職員にかかわる旅費規定の例による実費弁償とする。

2 研修会の視察を行うときは、実費弁償とする。ただし、場合によりその一部を参加者に負担させることができる。

(慶弔)

第2条 会長が必要と認めた場合には、慶弔の意を表するものとする。

2 前項の規定による慶弔の方法は、会長にこれを一任する。

(給与)

第3条 事務局員のうち専任主事に支給する給料、手当等は、役員会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

この細則は、昭和60年6月5日から適用実施する。